

# 契約解除

## 訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。事業者などから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

### ■クーリング・オフの手続きの手順

1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。

2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。

3 ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。

4 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

### ■ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日  
 商品名 〇〇〇〇  
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円  
 販売会社 株式会社××××〇〇営業所  
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返金し、  
 商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日  
 埼玉県さいたま市〇区〇町〇丁目〇番〇号  
 氏名 〇〇 〇〇

### ■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問販売 (キャッチセールス、アポイントメントセールス等)</li> <li>特定継続的役務提供 (エステティックサロン・語学教室等)</li> <li>電話勧誘販売</li> <li>訪問購入 (いわゆる訪問買取)</li> </ul>	8日間	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務提供誘引販売取引 (サイドビジネス商法等)</li> <li>連鎖販売取引 (マルチ商法)</li> </ul>	20日間
--	-----	---	------

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品(化粧品・健康食品)で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

## 困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

### さいたま市 消費生活相談窓口

**消費生活総合センター**  
 TEL 048-645-3421  
 FAX 048-643-2247

相談受付/月曜～土曜日  
 (祝休日、年末年始除く)  
 相談時間/9時～17時  
 ※受付は16時30分まで

**浦和消費生活センター**  
 TEL 048-871-0164  
 FAX 048-883-4893

相談受付/月曜～土曜日  
 (祝休日、年末年始除く)  
 相談時間/9時～17時  
 ※受付は16時30分まで

**岩槻消費生活センター**  
 TEL 048-749-6191  
 FAX 048-749-6193

相談受付/月曜～金曜日  
 (祝休日、年末年始除く)  
 相談時間/9時～12時  
 13時～17時  
 ※受付は16時30分まで

**日曜日の電話相談**  
 TEL 048-645-3421  
 FAX 048-643-2247

相談時間/9時～16時  
 (祝休日、年末年始除く)



## 消費生活センターってどんなところ?

消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関し、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あっせん、情報提供などを行っています。

「これまで、仕方がないと解決をあきらめていたトラブルはありませんか?」  
 困ったときはひとりで悩まず、すぐに相談してください。

お問い合わせ さいたま市消費生活総合センター TEL 048-643-2239 FAX 048-643-2247

このリーフレットは12,500枚作成し、1枚当たりの印刷経費は8円です。 令和4年12月作成

# きっかけはSNS!? それ、悪質商法かも!

関東甲信越ブロック 若者悪質商法被害防止キャンペーン



## さいたま市

消費生活総合センター  
 TEL 048-645-3421 FAX 048-643-2247

浦和消費生活センター  
 TEL 048-871-0164 FAX 048-883-4893

岩槻消費生活センター  
 TEL 048-749-6191 FAX 048-749-6193

ホームページ  検索





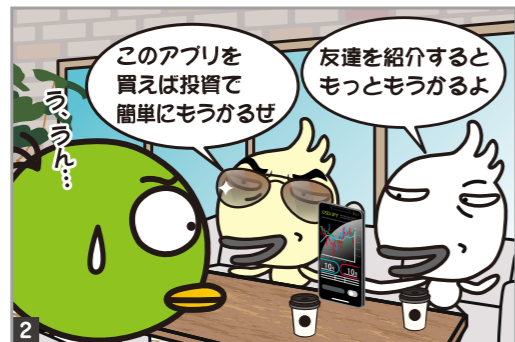
# ウマイ話には裏があるかも…!



# 困ったら、一人で悩まず **すぐ相談!**

## マルチ商法

販売組織の会員になって商品を販売すれば、紹介料がもらえる商法。商品購入後、「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法もあります。



### カモにならないために…

- 「簡単にもうかる」といったウマイ話は信じない!
- 友達から誘われても、きっぱりと断る!

### こんな目にあってしまうかも…

- 実際は全くもうからず、商品等を購入するためのローン(借金)だけが残ることも!
- 知人・友人を勧誘するしくみのため、今度はあなた自身が加害者に…

## 美容に関するトラブル

SNS広告等を見て、店舗に行ったところ、高額な美容関連のコースを勧誘される等のトラブルが多く見られます。

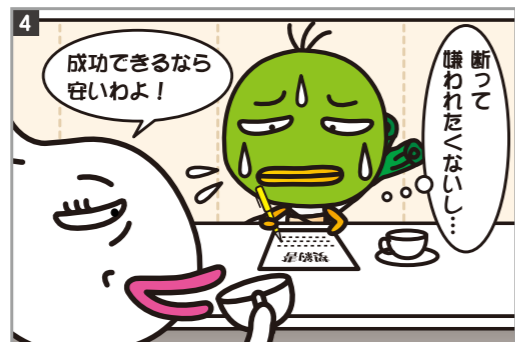


### カモにならないために…

- 「今日決めるなら割引」などの勧誘に、あわててその場で契約せず、持ち帰って慎重に判断する。
- 必ず契約時に申込書面の内容(施術期間、回数、契約額)と支払方法(特に分割払の総額)を確認する。
- 契約前に身体へのリスクや安全性について説明を求め、検討する。

## アポイントメントセールス

販売の目的を隠して店舗等に呼び出し、契約を結ばせる商法。



### カモにならないために…

- 「あなただけ特別!」と勧誘されても、その場の雰囲気や契約を結ばない!
- 悪質事業者が友達を装っている場合があるので、SNSで知り合った人と会う時は慎重に。

### こんな手口にも注意!

就職活動のアンケートに答えると、後から「**無料セミナーを受けないか**」と呼び出され、セミナー終了後、就職活動向けの高額な講座を強引に契約させられる。

## 定期購入に関するトラブル

SNS広告等を見て、通常より安く「お試し」で購入したところ、実は定期購入が条件だったというトラブルが多く見られます。



### カモにならないために…

- ネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- 「お試し」で割引価格をうたう広告は、定期購入が条件になっていないか、契約内容をよく確認する。
- 解約や返品条件は、注文前に必ず確認する。

